



地域脱炭素の最近の動向等について

令和 6 年 10 月 4 日
九州地方環境事務所



1. 地域脱炭素をめぐる動き

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組

● 2050年カーボンニュートラルの表明（2020年10月）

2021年

● 2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標の表明（2021年4月）

✓ 地球温暖化対策推進法の改正①（2021年6月）

2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ、地域と共生する再エネ導入を促進する制度創設

✓ 地域脱炭素ロードマップの策定（2021年6月）

地域・暮らしの脱炭素化を進めるための対策・施策の全体像等を提示

✓ 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月閣議決定）

新たな2030年度温室効果ガス削減目標やその裏付けとなる対策・施策を提示

✓ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021年10月閣議決定）

2030年46%削減に向けた具体的政策と2050年CNに向けたエネルギー政策の方向性を提示

✓ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）

パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2050年CNに向けた分野別長期的ビジョンを提示

2021.10～
COP26@イギリス

2022年

✓ 地球温暖化対策推進法の改正②（2022年5月）

財投を活用した新たな出資制度の創設

2022.11～
COP27@エジプト

● GX実行会議の設置（2022年7月）

2023年

✓ GX実現に向けた基本方針のとりまとめ（2023年2月閣議決定）

脱炭素と経済成長を両立するグリーントランスフォーメーション実現のための方向性を提示

2023.4 G7気候・エネルギー・環境大臣会合@札幌

✓ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立（2023年5月）

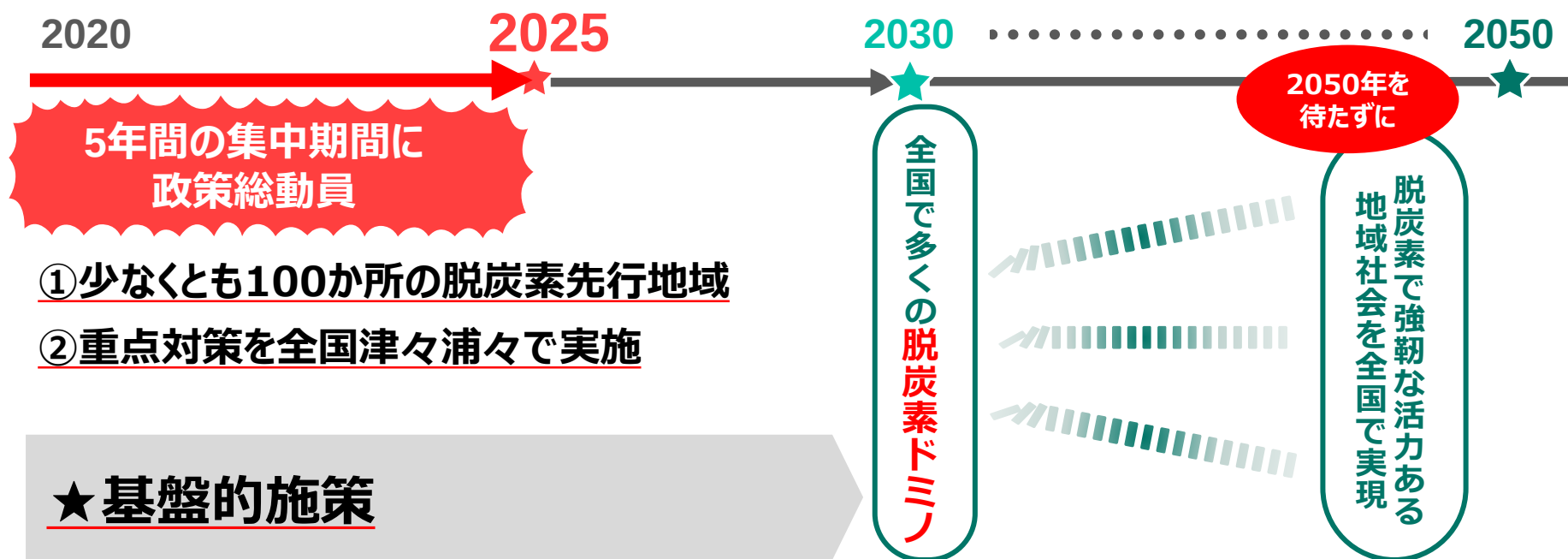
2023.11～
COP28@UAE

✓ 脱炭素成長型経済移行推進戦略（GX推進戦略）の策定（2023年7月閣議決定）

地域脱炭素ロードマップ^o 2021年6月6日 国・地方脱炭素実現会議決定



- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



地球温暖化対策計画 2021年10月22日改定（閣議決定）



■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

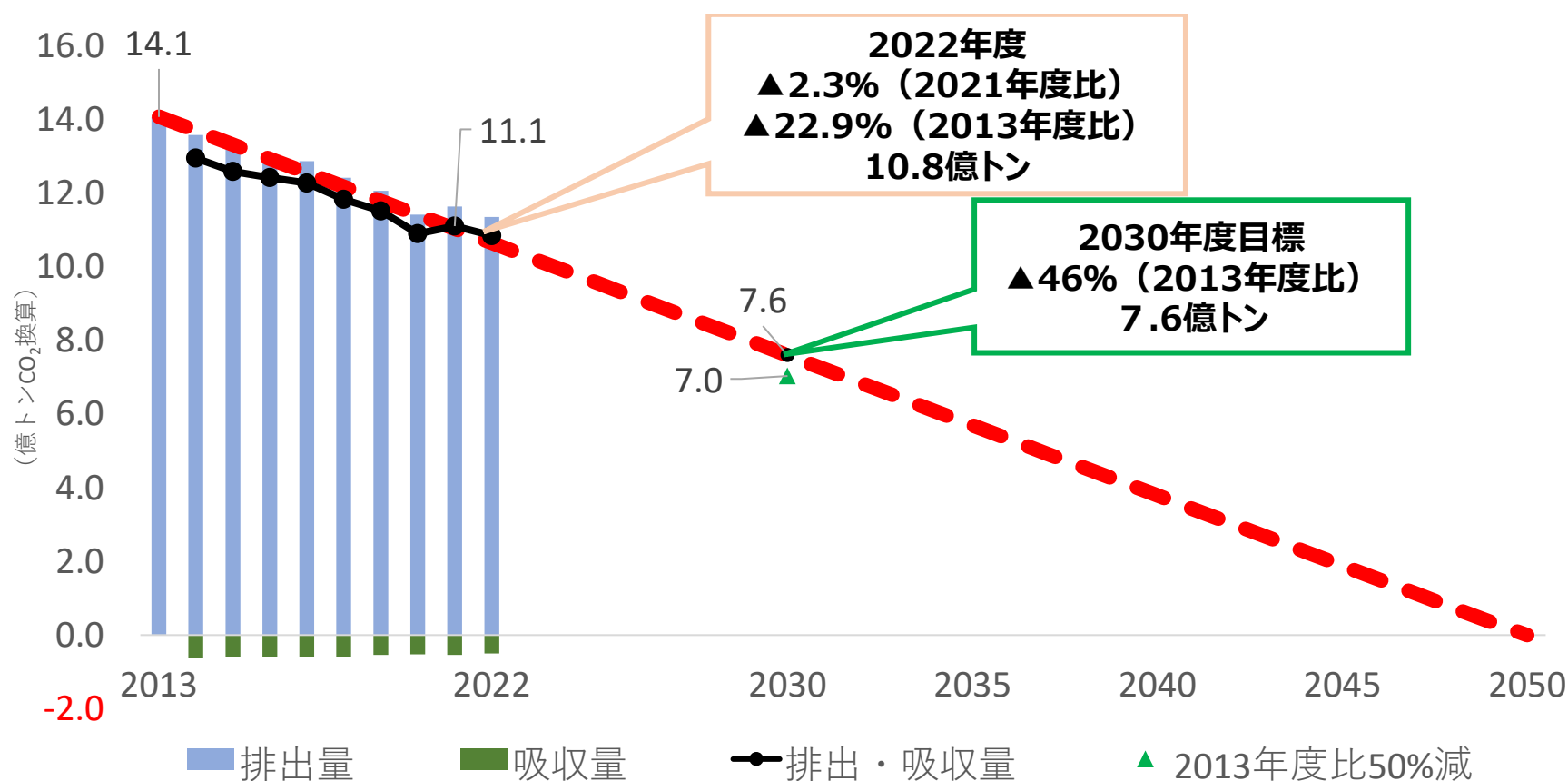
※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

※ 今年度内をめどに改定すべく、中央環境審議会及び産業構造審議会の下に合同専門家会合を設置し、専門的審議を行っている。

2030年度目標及び2050年ネットゼロに対する進捗

- 2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約10億8,500万トン（CO₂換算）となり、2021年度比2.3%減少（▲約2,510万トン）、2013年度比22.9%減少（▲約3億2,210万トン）。
- 過去最低値を記録し、オントラック（2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向）を継続。



第六次環境基本計画の基本的考え方・構成【第1部】



- 第六次環境基本計画（2024年5月21日閣議決定）においても、重点戦略3「地域の環境と経済・社会的課題の同時解決」において、地域脱炭素の推進が位置づけられた。

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（≒科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

【共生】（≒哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円

方針

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的需要、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

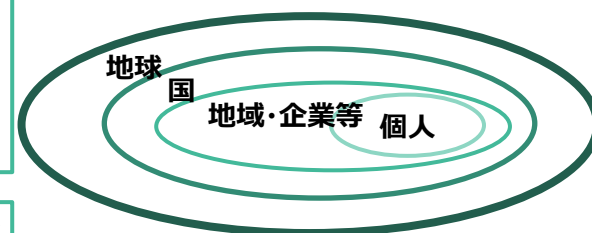
政策展開

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

【環境基本法第1条】

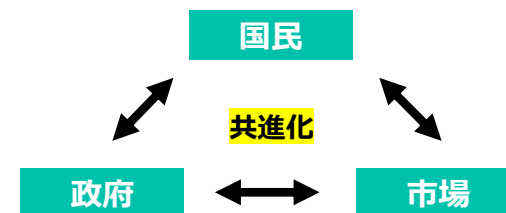
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

【政府・市場・国民の共進化】



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

参照：環境省報道発表「第六次環境基本計画の閣議決定について」（2024年5月21日発表）

https://www.env.go.jp/press/press_03210.html

重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略【第2部】



1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化

- 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大
 - ・ 地域共生型再エネの最大限の導入
 - ✓ 2050年ネット・ゼロに必要な量の確保、そして他の先進国と遜色のない水準へ
 - ✓ 洋上・陸上風力の環境配慮の制度検討
 - ・ ネイチャーポジティブの実現に資する投資
 - ・ 環境教育の強化、環境人材の育成や「公正な移行」に資する人的資本投資
- 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化
 - ・ 環境情報基盤の整備と情報開示
 - ・ 環境価値を軸とする消費行動と企業行動の共進化（製品単位での見える化、市場調査・マーケティング等の無形資産投資の拡大）
- 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
 - ・ サステナブルファイナンスの推進
 - ・ 成長志向型カーボンプライシング構想の実行、税制全体のグリーン化等

2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現

- 自然資本を維持・回復・充実させる国土利用
 - ・ 30by30目標達成によるネイチャーポジティブの実現、劣化した生態系の再生
 - ・ 広域的生態系ネットワークの形成
- 自立・分散型の国土構造の推進
 - ・ 地域の自然資本である再エネの活用（地産地消モデルの構築、レジリエンスの向上）
 - ・ 自然を活用した解決策（NbS: Nature-based Solutions）の取組推進
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
 - ・ 都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ・ ストックとしての住宅・建築物の高付加価値化
 - ・ 美しい景観の保全・創出
- 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用
 - ・ ランドスケープアプローチ等の視点
- 再エネ、アセス、生態系等の情報基盤整備

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実

- 地域の環境と経済・社会的課題の同時解決
 - ・ 地域脱炭素の推進
 - ・ 地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成
- 地域循環共生圏を支える無形資産の充実
 - ・ 地域の文化やスポーツを生かした地域コミュニティ・ネットワークの維持・再生
 - ・ 中間支援組織による実践的支援とその横展開
 - ・ 地域における環境人材の育成
- 地域経済のグリーン化
 - ・ 地域金融の ESG 化の推進
 - ・ 地域のエネルギー会社や中小企業への支援
- 持続可能な地域のための「公正な移行」
- 失われた環境の再生と地域の復興
 - ・ 水俣における「もやい直し」
 - ・ 福島における未来志向

重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略【第2部】



4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出

- 人の命と環境を守る基盤的な取組
 - ・ 水・大気・土壌の環境保全
 - ・ 熱中症対策の推進
 - ・ 海洋ごみ（プラスチック汚染）対策の推進
 - ・ 鳥獣対策の強化、外来種対策の推進
 - ・ 「プラネタリーヘルス」を踏まえた化学物質対策
 - ・ 窒素・リンの持続可能な管理
- 心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出
 - ・ 「保護と利用の好循環」の実現
 - ・ 野生生物の保全・管理の推進
- 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
 - ・ 食品ロスの削減、サステナブルファッションの推進
 - ・ 自然とのふれあい、ナッジ等の考え方を活用したライフスタイルの推進
 - ・ 国民に対する科学的知見の共有

本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備

- グリーンイノベーションに対する国民意識の向上・行動変容の促進による需要の創出
 - ・ 「デコ活」による意識変革や行動変容
 - ・ 環境技術の第三者評価と情報開示
 - ・ AI、IoT(Internet of Things)等のデジタル技術の活用
- 本質的なニーズ主導での技術的ブレークスルー
 - ・ エネルギー効率改善技術の開発・実証
 - ・ 「フェーズフリー技術」への支援
- 科学的知見の集積や基盤情報の整備・提供
- 最先端技術等の開発・実証と社会実装推進
 - ・ 適応策・緩和策の科学的検討
 - ・ 科学的見地からの化学物質管理の適正化
 - ・ 「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装
- 環境分野におけるスタートアップへの支援

海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進

- いわゆる「環境外交」による国際的なルール作りへの貢献
 - ・ 気候変動における1.5℃目標達成への貢献
 - ・ 生物多様性における国際議論への貢献
 - ・ GFC（Global Framework on Chemicals：国際的な化学物質管理の枠組）を踏まえた化学物質管理の推進
 - ・ プラスチック汚染に関する国際文書策定への貢献
 - ・ 企業活動における国際ルールづくりへの貢献
- 環境分野における途上国支援
 - ・ JCMによる途上国の脱炭素化への貢献
 - ・ GOSATによる各国の削減取組の透明化
 - ・ 脆弱国に対するロス&ダメージ支援
 - ・ 水・大気環境国際協力
- 経済安全保障への対応
 - ・ 国際バリューチェーンにおける徹底した資源循環
- 我が国の優れた取組の海外展開
 - ・ 環境政策間のシナジーの発揮
 - ・ 脱フロン化の促進

(参考) 九州における脱炭素先行地域の取組事例

歴史文化・夜景観光と 脱炭素化の融合による サステナブルツーリズムの展開 ＜長崎県長崎市＞

世界新三大夜景のライトアップ施設群も脱炭素化を図り、**歴史文化と夜景観光に脱炭素を融合**させた「長崎市版サステナブルツーリズム」として、「持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」の認証取得を目指す。



長崎の夜景

県主導のRE100産業団地の 創出 ＜熊本県・益城町＞

RE100を標榜する**世界的半導体メーカーTSMCの進出**に合わせ、阿蘇くまもと空港と隣接する**産業集積拠点の入居企業や進出する取引企業**に、太陽光・蓄電池の導入や、ダム湖での水上太陽光発電、木質バイオマス発電等の再エネ電力を供給し、**脱炭素化を後押し**。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア
右：2023年3月に供用開始した阿蘇くまもと空港の
新旅客ターミナルビル

再エネ・蓄電池による レジリエンス強化 ＜熊本県球磨村＞

地域新電力と連携し、集合災害公営住宅等に**自家消費型太陽光発電・蓄電池**を導入し、**令和2年7月豪雨からの復興**とレジリエンス強化を実現



田舎の体験交流館さんがうら

2. 地域脱炭素化促進事業制度について

地域脱炭素化促進事業制度創設の背景（令和3年温対法改正）

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

地域共生型再エネ（例）

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



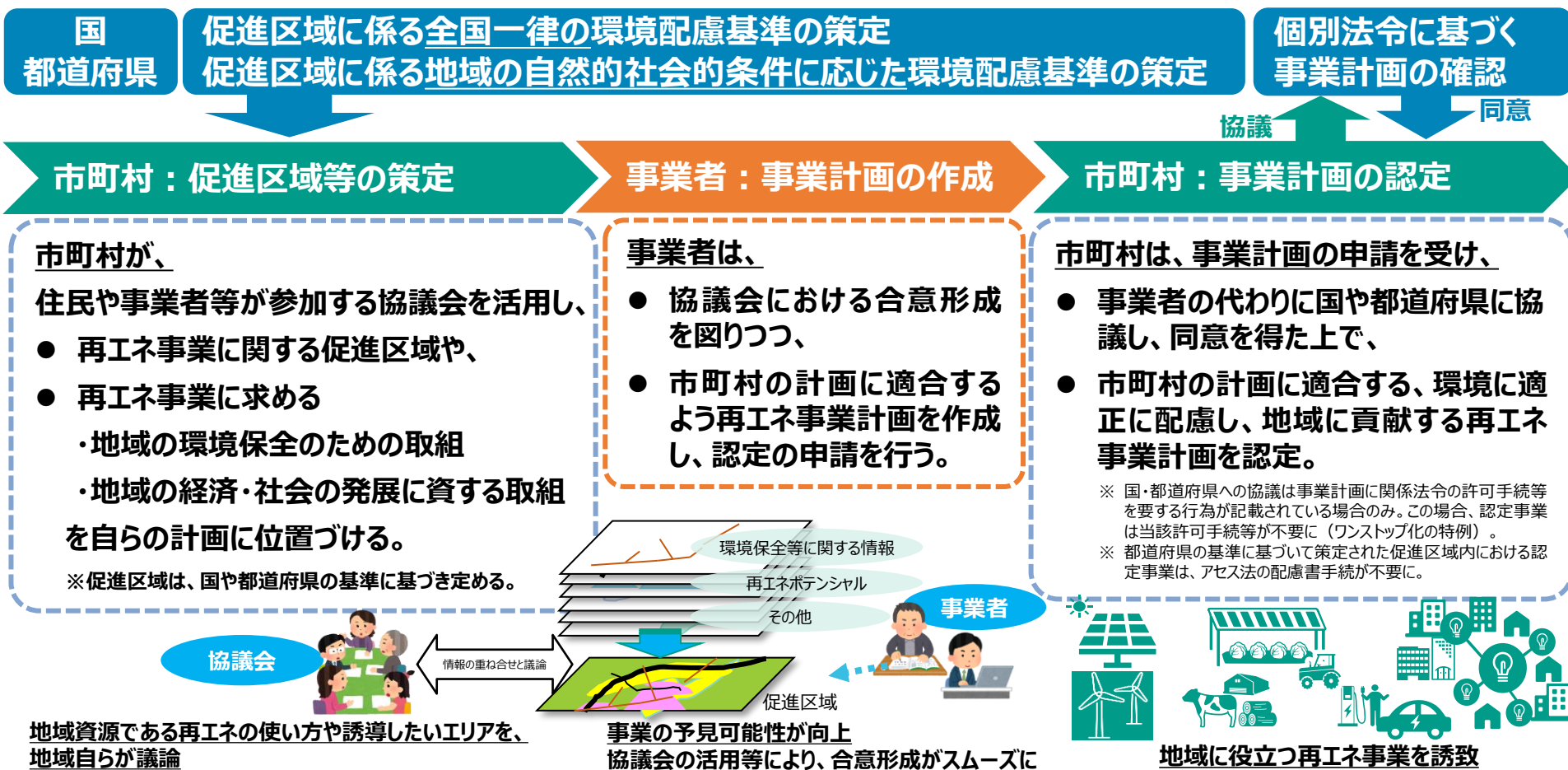
法面保護工が崩れて流出した事例

地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の設定

- 市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえ、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされている。
- この際、促進区域において再エネ事業を実施するに当たり地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組として、市町村は「地域の脱炭素化のための取組」や「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として必要な取組を位置づけて地域脱炭素化促進事業計画の認定要件とすることとしている。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を規定する際は、法第21条第5項に掲げる、これら全ての事項を規定する必要があることに留意。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地方公共団体実行計画等）第21条 1～4（略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。**

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A 地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設を含む。

（第21条第5項第1号、第3号）

B 地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

（第21条第5項第4号）

C 地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

（第21条第5項第5号イ）

D 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

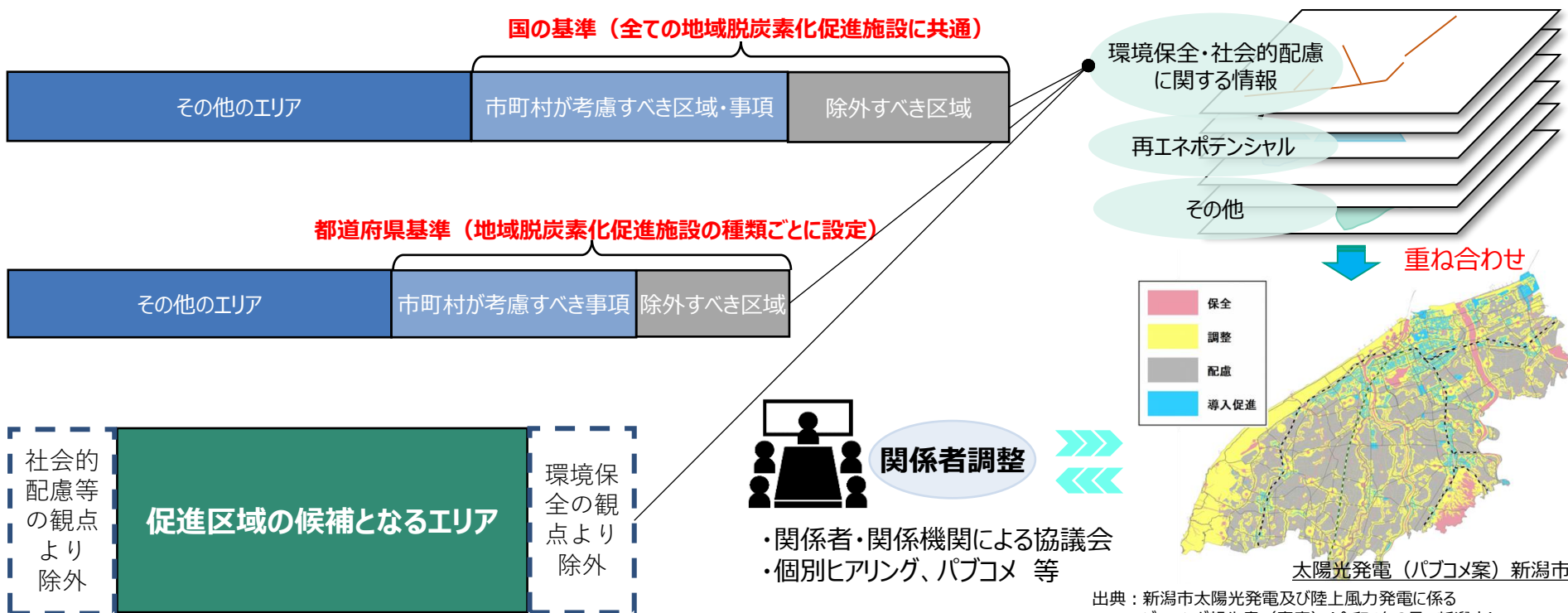
【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

（第21条第5項第5号ロ）

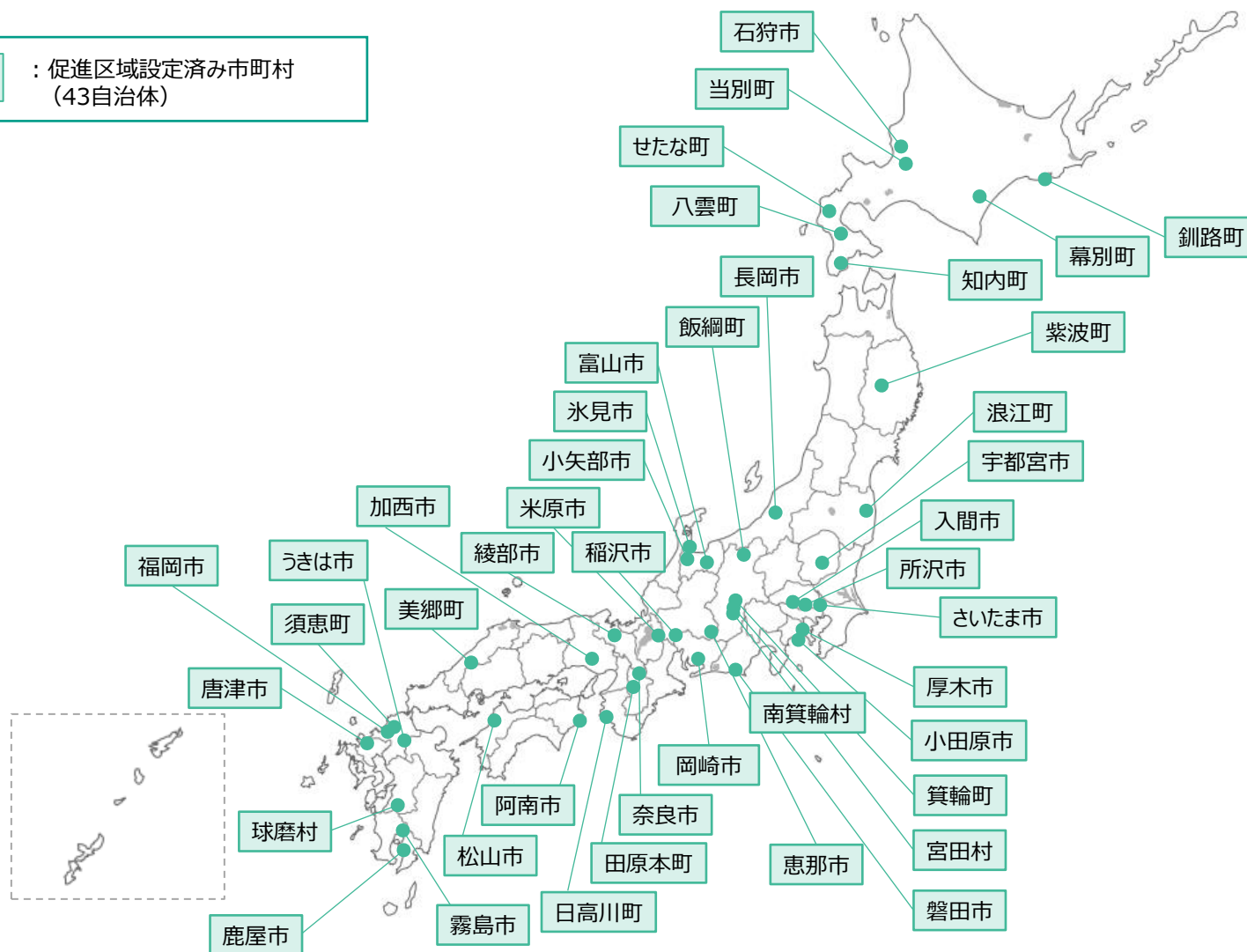
「促進区域」の設定（第21条第5項第2号）

- 国や都道府県が定める環境配慮基準に基づき、自然保護区等を考慮したエリアの中から、**市町村が再エネ促進区域を定め、実行計画に位置づけ**。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



促進区域設定済み市町村 (令和6年7月末日時点環境省把握)

■ : 促進区域設定済み市町村
(43自治体)



地域脱炭素化促進事業計画の認定事例：富山県氷見市

- 富山県氷見市は、市内遊休地を促進区域として設定。
- 市内の地域エネルギー株式会社である氷見ふるさとエネルギー株式会社により、オフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

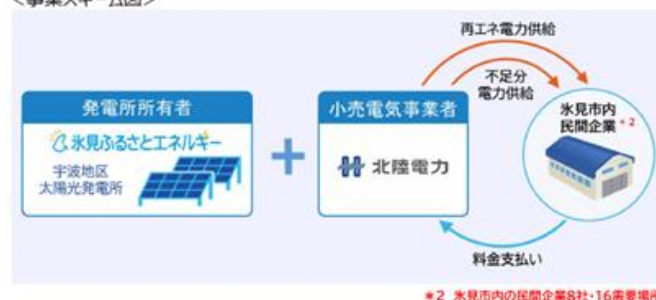
認定地域脱炭素化促進事業者

氷見ふるさとエネルギー株式会社

出資者

氷見市、北陸電力、氷見商工会議所、氷見市観光協会、富山県電気工事工業組合、金融機関（氷見市農業協同組合、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫）

<事業スキーム図>



認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量：1,736t-CO₂/年

○地域脱炭素化促進施設の整備の内容

- ・地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)
- ・運転開始時期：令和7年1月（予定）

○地域の環境の保全のための取組

- (1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- (2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
- (3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。



検討の経過

令和4年6月～ 令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定

出所：氷見ふるさとエネルギー株式会社、氷見市

地域脱炭素化促進事業制度の拡充（令和6年6月温対法改正）



現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和4年4月の制度施行後
36市町村

<課題 1>

- ・市町村における**人材・専門的知見の不足**
- ・促進区域設定時の**市町村間の調整**



事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成



各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題 2>

- ・**複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑**
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

① 都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

② 複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理



▲
二以上の市町村に
わたる事業例
(秋田県潟上市・
秋田市)

③ 許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

3. 住民・事業所・自治体へ求めること

すべての地方公共団体において求められる取組 ～「宣言」から「実行」へ



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められている。
 - ※ 政府実行計画では、**2030年度までに50%削減**（2013年度比）の目標を掲げ、以下の取組を記載。
政府実行計画に含まれていない上下水道や廃棄物処理等については、各団体の実状にあった取組を適宜追加。
- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、**地域脱炭素の基盤となる重点対策**（地域共生・ひ益型の再エネ導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）**を率先して実施**することが求められている。

政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

地域脱炭素は「まちづくり」

- 脱炭素を「目的」ではなく、地域活性化や、地域課題の解決のための「手段」ととらえる。

地域脱炭素は「チームプレー」

- 地方自治体（環境・エネルギー部局のみならず、企画振興や商工・農林水産業・土木等の関係部局が一丸となって参加）、金融機関、中核企業等を核にした体制を構築することが肝要。



(参考) 地方公共団体と企業とのマッチングイベント

■ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域課題を解決し地域の魅力と質を向上させる「地域脱炭素」を推進するため、九州・沖縄地域において、地域課題を解決したい地方公共団体と脱炭素関係のソリューションを持つ企業とのマッチングイベントを開催。

(共催：九州経済連合会、九州経済産業局、沖縄総合事務局)

■ 佐賀開催

日 時：令和6年11月15日（金）12:30～16:00

会 場：サロンパスアリーナ（佐賀県鳥栖市）

対 象：九州地方の地方公共団体、企業等

■ 沖縄開催

日 時：令和6年11月18日（月）13:30-17:00

会 場：沖縄産業支援センター（沖縄県那覇市）

対 象：沖縄・奄美地方の地方公共団体、企業等

※ 参加方法：「ブース出展」または「来場」



ブース出展
がお勧め

- ・脱炭素と同時解決したい地域課題が明確な団体
- ・企業と連携したい取組が決まっている団体



来場
がお勧め

- ・具体的取組がないことに悩んでいる団体
- ・これから取組を始めるヒントがほしい団体

■ 令和5年度実績

- ・熊本開催 参加人数：332名
(地方公共団体：27団体、企業86社)



- ・沖縄開催 参加人数：149名
(地方公共団体：15団体、企業55社)



